



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 肥料の登録（営農支援課）…………… 1
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課）…………… 2
- 道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）…………… 3
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 8

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 8
- 事後調査報告書の縦覧（河川課）…………… 9

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 10
- 特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告（県立中部病院）…………… 12

告 示

沖縄県告示第43号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第248号	魚かす粉末	魚粉肥料	窒素全量 11.1 りん酸全量 7.2	有限会社沖縄 化製工業	沖縄県南城市大里 字大城1927番地	令和2年1月17 日

沖縄県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、うるま市石川土地改良区から役員の住所に変更があった旨の届出があった。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後

監事	伊波昭	うるま市石川二丁目32番5号	うるま市石川曙二丁目16番36号 コーポラス39 103号
----	-----	----------------	----------------------------------

沖縄県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市加治道地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年2月10日から同年3月10日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第46号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 今帰仁村、本部町、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
 - (2) 期間 令和2年4月1日から同年6月30日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
 - (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
 - (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
 - (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、沖縄県北部土木事務所、沖縄県中部土木事務所、沖縄県南部土木事務所、沖縄県宮古土木事務所又は沖縄県八重山土木事務所において、令和2年2月7日から同年3月31日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	331号	名護市字辺野古上福地原692番1から 大宜味村字塩屋安慶名912番1まで	沖縄県北部土木事務所
一般国道	449号	本部町字浦崎浦崎原56番から 名護市字宮里比留木原876番20まで	沖縄県北部土木事務所
一般国道	505号	本部町字浦崎浦崎原54番から 名護市字仲尾次富名作564番1まで	沖縄県北部土木事務所
県道	国頭東線	国頭村字奥新田原541番2から 東村字平良平良原555番2まで	沖縄県北部土木事務所
県道	名護宜野座線	名護市字呉我我95番から 名護市城二丁目6536番まで	沖縄県北部土木事務所
県道	名護宜野座線	名護市字許田前原296番7から 宜野座村字松田真平原2869番3まで	沖縄県北部土木事務所
県道	名護運天港線	名護市字中山鳥小堀985番4から 今帰仁村字仲宗根ギセブ原118番1まで	沖縄県北部土木事務所
県道	名護運天港線	今帰仁村字仲宗根上真喜屋原371番4から 今帰仁村字上運天親川原365番2まで	沖縄県北部土木事務所
県道	名護本部線	名護市大南一丁目1451番1から 名護市大南三丁目2979番1まで	沖縄県北部土木事務所
県道	名護本部線	名護市字宮里名座喜原1027番から 本部町字渡久地大多良原802番1まで	沖縄県北部土木事務所
県道	屋嘉恩納線	金武町字屋嘉嘉喜又原2020番2から 恩納村字恩納内ノ浦6636番まで	沖縄県北部土木事務所
県道	本部循環線	名護市大南一丁目1188番19から 名護市大南一丁目1188番18まで	沖縄県北部土木事務所
県道	2号線	国頭村字与那大袋1350番2から 国頭村字安田福地原1285番44まで	沖縄県北部土木事務所
県道	9号線	大宜味村字津波海染原8番2から 大宜味村字田港マグイ744番まで	沖縄県北部土木事務所
県道	104号線	恩納村字安富祖正底原1216番2から 金武町字金武甘喜原6254番まで	沖縄県北部土木事務所
県道	伊計平良川線	うるま市与那城屋平2番地先から うるま市字平良川平良川原97番まで	沖縄県中部土木事務所
県道	沖縄北谷線	沖縄市山内四丁目69番5から	沖縄県中部土木

		北谷町字浜川千原27番5まで	事務所
県道	那覇北中城線	西原町字翁長坂田升528番から 西原町上原二丁目8番まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	那覇北中城線	北中城村字安谷屋前原397番1から 北中城村字安谷屋下川原2180番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	浦添西原線	浦添市屋富祖四丁目446番6から 西原町字嘉手苜儀間115番5まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	石川仲泊線	うるま市石川渡戸目原2420番から 恩納村字仲泊ツマサー原1354番4まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	石川仲泊線	恩納村字仲泊ツマサー原1354番36から 恩納村字仲泊安幸地原816番4まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	沖縄嘉手納線	沖縄市字美里横通原2784番2から 嘉手納町字嘉手納前原739番3まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	沖縄石川線	沖縄市美里一丁目64番12から うるま市石川東恩納東原1405番15まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	宜野湾北中城線	宜野湾市字伊佐前原67番1から 宜野湾市普天間一丁目128番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	宜野湾北中城線	北中城村字安谷屋西原1936番から 北中城村字渡口前原523番13まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	沖縄環状線	北中城村字比嘉西原641番1地先から 沖縄市山内四丁目69番5まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	沖縄環状線	沖縄市松本六丁目2779番5から 沖縄市松本六丁目1130番まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	6号線	読谷村字伊良皆伊保道原222番3から 恩納村字山田名幸原3425番まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	6号線	うるま市石川伊波伊波原98番から うるま市石川東恩納桃原651番3まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	8号線	うるま市勝連平敷屋溝原3531番から うるま市与那城西原西原230番3まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	8号線	うるま市字具志川長佐久原2496番1から うるま市字栄野比本字原93番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	16号線	うるま市与那城西原西原230番3から うるま市字川田砂田原398番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	20号線	沖縄市高原三丁目402番3から 沖縄市上地四丁目17番2まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	24号線	沖縄市山里一丁目326番から 沖縄市山里一丁目75番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	26号線	沖縄市知花五丁目2597番から 沖縄市字白川白川原350番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	具志川前原線	うるま市字具志川西熱田原981番から うるま市字前原幸崎原260番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	宜野湾西原線	宜野湾市大謝名一丁目55番から 西原町字内間照佐当402番14まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	36号線	沖縄市登川三丁目1498番から	沖縄県中部土木

		うるま市字喜屋武手振原485番2まで	事務所
県道	37号線	うるま市字具志川川敷原3049番1から うるま市与那城中央1番地先まで	沖縄県中部土木事務所
県道	37号線	うるま市与那城屋慶名青増368番1から うるま市勝連平敷屋後原336番1まで	沖縄県中部土木事務所
県道	146号線	北中城村字安谷屋西村渠原146番から 中城村字添石門口原275番2まで	沖縄県中部土木事務所
県道	153号線	浦添市牧港二丁目952番5から 浦添市牧港三丁目264番まで	沖縄県中部土木事務所
県道	具志川環状線	沖縄市字登川中川原1004番1から 沖縄市字登川赤道原2134番1まで	沖縄県中部土木事務所
県道	具志川環状線	うるま市字田場西原1818番から うるま市字赤野竹ヌ又原923番1まで	沖縄県中部土木事務所
県道	沖縄県総合運動公園線	沖縄市泡瀬三丁目123番7から 北中城村字渡口前原490番1まで	沖縄県中部土木事務所
県道	石川池原線	うるま市石川赤崎一丁目2428番6から 沖縄市池原三丁目1627番6まで	沖縄県中部土木事務所
一般国道	330号	那覇市字古島宇久増原42番1から 那覇市旭町46番まで	沖縄県南部土木事務所
一般国道	390号	那覇市西2丁目1番12から 那覇市西2丁目2番6まで	沖縄県南部土木事務所
一般国道	507号	八重瀬町字具志頭大久田原632番1から 那覇市字仲井真伊地当原233番2まで	沖縄県南部土木事務所
一般国道	507号	那覇市字上間前田原348番5から 那覇市古波蔵3丁目277番2まで	沖縄県南部土木事務所
県道	奥武山米須線	那覇市山下町9番2から 糸満市字国吉東原887番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇北中城線	那覇市泊2丁目4番4から 那覇市安里3丁目4番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	糸満与那原線	糸満市字糸満新組862番3から 八重瀬町字伊覇伊覇原2番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇糸満線	那覇市字安謝山後原665番2から 那覇市字上間東原194番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇糸満線	南風原町字兼城兼城原124番3から 南風原町字山川波佐真原439番4まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇糸満線	南風原町字喜屋武与重盛原592番1から 糸満市字賀数保喜良原408番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	南風原知念線	南風原町字喜屋武宇地真原379番から 南城市知念字吉富吉富原21番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	久米島空港真泊線	久米島町字北原北タンジュ原563番から 久米島町字宇根宇根57番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	久米島空港真泊線	久米島町字兼城金城172番2から 久米島町字兼城金城116番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	11号線	豊見城市字高安前原415番から	沖縄県南部土木

		那覇市古波蔵4丁目151番3まで	事務所
県道	15号線	八重瀬町字高良野原門原130番から 八重瀬町字仲座下原417番5まで	沖縄県南部土木事務所
県道	42号線	那覇市泉崎1丁目2番21から 那覇市久茂地1丁目14番5まで	沖縄県南部土木事務所
県道	52号線	糸満市字与座大川原412番5から 八重瀬町字高良野原門原84番3まで	沖縄県南部土木事務所
県道	佐敷玉城線	南城市佐敷字津波古崎原1273番1から 南城市玉城字親慶原上親慶原156番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	佐敷玉城線	南城市佐敷字新里運座原555番8から 南城市佐敷字新里運座原667番3まで	沖縄県南部土木事務所
県道	佐敷玉城線	南城市玉城字垣花屋宜原628番から 南城市玉城字仲村渠平良原446番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	兼城港線	久米島町字兼城金城173番から 久米島町字兼城金城180番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇内環状線	那覇市壺川2丁目114番から 那覇市壺川2丁目339番14まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇内環状線	那覇市楚辺2丁目380番1から 那覇市楚辺1丁目330番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	真地久茂地線	那覇市字真地上原173番25から 那覇市樋川1丁目23番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇空港線	那覇市字安次嶺下原511番1から 那覇市字安次嶺安次嶺原192番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	南風原与那原線	南風原町字与那覇後原236番1から 与那原町字与那原浜田原3063番3まで	沖縄県南部土木事務所
県道	宜野湾南風原線	南風原町字新川牛之巻原395番1から 南風原町字兼城門原205番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	宜野湾南風原線	南風原町字照屋東原6番1から 南風原町字喜屋武宇地真原377番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	字根仲泊線	久米島町字字根字根57番1から 久米島町字仲泊加陽田634番まで	沖縄県南部土木事務所
県道	糸満具志頭線	糸満市字国吉東原873番1から 八重瀬町字仲座下原429番2まで	沖縄県南部土木事務所
県道	那覇宜野湾線	那覇市おもろまち2丁目5番1から 那覇市銘苅3丁目23番8まで	沖縄県南部土木事務所
県道	豊見城糸満線	豊見城市字高安前原414番1から 豊見城市字名嘉地屋無垣原113番1まで	沖縄県南部土木事務所
県道	豊見城糸満線	糸満市字糸満中組615番から 糸満市字真栄里内間原376番1まで	沖縄県南部土木事務所
一般国道	390号	宮古島市城辺字保良川ノ上部1109番5から 宮古島市平良字西里西里13番12まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	平良城辺線	宮古島市平良字西里尻間184番から 宮古島市平良字西里根間237番2まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	平良城辺線	宮古島市平良字西里ツイギヤ765番1から	沖縄県宮古土木

		宮古島市城辺字福里西方638番1まで	事務所
県道	保良西里線	宮古島市城辺字保良川ノ上部1109番1から 宮古島市平良字西里尻間189番まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	下地島空港佐良浜線	宮古島市伊良部字佐和田下地1727番1から 宮古島市伊良部字国仲北下地930番1まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	平良新里線	宮古島市平良字下里神屋556番3から 宮古島市平良字西里西屋原935番13まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	平良新里線	宮古島市平良字西里東屋原1166番80から 宮古島市上野字新里新里43番1まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	平良久松港線	宮古島市平良字西里根間238番から 宮古島市平良字久貝ムイ原787番1まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	長山港佐良浜港線	宮古島市伊良部字池間添大長2370番2から 宮古島市伊良部字伊良部東方原1352番まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	高野西里線	宮古島市平良字西里越地1450番1から 宮古島市下地字川満長原1563番1まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	高野西里線	宮古島市平良字西里尻並338番から 宮古島市平良字西里西里13番4まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	平良下地島空港線	宮古島市平良字久貝西ムイ原773番1から 宮古島市伊良部字池間添大長2367番12まで	沖縄県宮古土木事務所
県道	平良下地島空港線	宮古島市伊良部字伊良部東方原1352番から 宮古島市伊良部字国仲南下地659番4まで	沖縄県宮古土木事務所
一般国道	390号	石垣市字登野城村内1番9から 石垣市字伊原間大浦4番99まで	沖縄県八重山土木事務所
一般国道	390号	石垣市字大川東ノハカ2番から 石垣市字大川東ノハカ12番まで	沖縄県八重山土木事務所
一般国道	390号	石垣市字登野城山原605番2から 石垣市字登野城天川436番まで	沖縄県八重山土木事務所
一般国道	390号	石垣市字登野城仲道644番2から 石垣市字平得平得349番1まで	沖縄県八重山土木事務所
県道	石垣港伊原間線	石垣市字新川作原2395番3から 石垣市字伊原間大浦4番99まで	沖縄県八重山土木事務所
県道	富野大川線	石垣市字桴海大田299番13から 石垣市字登野城村内74番1まで	沖縄県八重山土木事務所
県道	大浜富野線	石垣市字大浜米地原2116番6から 石垣市字白保竿根田原1794番30まで	沖縄県八重山土木事務所
県道	新川白保線	石垣市字盛山盛山229番9から 石垣市字盛山東牛種子222番259まで	沖縄県八重山土木事務所
県道	石垣空港線	石垣市字真栄里東原609番4から 石垣市字平得平得351番1まで	沖縄県八重山土木事務所

- 2 制限の対象とする占有物件 新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占有を制限する理由 緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用の制限の開始の期日 令和2年4月1日

沖縄県告示第48号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 八重瀬町富盛田園土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字東風平1188番地
- 3 施行地区 八重瀬町字富盛真嘉武門原、島之前原の一部及び川田原の一部
- 4 事業施行期間 平成5年1月26日から令和4年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年1月18日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 令和2年1月10日

沖縄県告示第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 石垣市字真栄里354番1ほか41筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県八重山土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和2年1月20日 沖縄県指令土第9号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）アクロスプラザ小禄 那覇市鏡原町36番14ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要
 - (1) 等価騒音レベルの予測結果は、東側入口付近を走行する来客車両走行音の影響により、騒音に係る環境基準値を上回ることが予想されていることから、来店者に駐車場内での徐行運転やアイドリング禁止を呼びかけ、開店後に苦情等があれば、一部入口の封鎖を検討するよう騒音対策に留意すること。また、同店舗周辺に住宅が立地していることから、付近住民などから苦情や相談などが寄せられる際は、その受入窓口を設けるなど、誠意をもって対応すること。
 - (2) 西側入口は、交差点において市道鏡原小禄線を西方向に右折する車両があり、渋滞を起こす可能性があるため、西進の右折による入庫はできるだけ行わず、東側入口へ誘導すること。また、西進の右折入庫車両による著しい渋滞が発生する場合は、申請者において西側入口付近に案内看板、車道中央線にポストコーン設置等の対策を行うこと。なお、乗り入れ箇所、幅については、那覇市道路管理課と調整す

ること。

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和2年2月7日から同年3月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和2年2月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 儀間川総合開発事業
 - (2) 種類 ダムの設置の事業
 - (3) 規模 総貯水面積11.7ヘクタールのダムの建設
- 3 対象事業が実施されるべき区域 久米島町
- 4 事後調査の実施期間 平成30年7月1日から令和元年6月30日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291
 - ウ 久米島町環境保全課 久米島町字比嘉2870番地 電話番号098-985-7126
 - (2) 期間 令和2年2月7日から同年3月9日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

- 1 調達する物品等の種類 手術用顕微鏡
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
 - (3) 調達する物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ その他入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和2年3月2日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年3月18日（水曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが実施する手術用顕微鏡に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 手術用顕微鏡 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 令和2年3月31日（火曜日）

- (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年2月7日付け沖縄県公報定期第4814号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による手術用顕微鏡に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和2年3月2日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和2年3月2日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年3月18日(水曜日)午後2時15分
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター2階会議室2及び3
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和2年3月2日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係らない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課
- (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和2年3月11日(水曜日)午前10時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Operating Microscope System 1 set
- (2) DELIVERY PERIOD
The date in March 31, 2020 designated by Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
- (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS
5:00 p.m. March 2, 2020
- (4) DATE AND TIME FOR BIDS
2:15 p.m. March 18, 2020
- (5) CONTACT
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193 Japan
Telephone 098-888-0123

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

1 概要

- (1) 調達物品名 LED照明の賃貸借(設置業務を含む。以下同じ。)
- (2) 内容
- ア LED照明の導入設置
- イ LED照明の導入に必要なスケジュール等の管理
- ウ LED照明の履行期間中の無償修繕及び交換
- エ その他沖縄県立中部病院が必要とすること。
- (3) 履行期間 令和2年8月1日から令和8年7月31日まで
- (4) 導入予定日 令和2年7月31日
- (5) 契約額の目安 61,808,000円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 納入場所 沖縄県立中部病院

- 2 資格要件 プロポーザル参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。
- (1) 参加者に求める要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ウ プロポーザル参加表明書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団が実質的に支配する者又はこれに準ずる者として排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- オ 病床数300床以上の病院において、LED照明を納品し、現に導入している実績があることを証明した者であること。
- (2) LED照明の障害復旧への対応
- ア LED照明の障害発生に対し、24時間以内に技術者を派遣して障害を復旧することができるサービス水準を保証できる者であること。
- イ 24時間連絡可能なサービス体制が整備されており、速やかに対応できることを証明した者であること。
- 3 選定審査及び契約 プロポーザル参加表明書により参加を表明した者に対し、企画提案書等の提出を求め、LED照明の賃貸借業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が整えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。
- 4 手続等
- (1) プロポーザル実施要領、プロポーザル提出書類作成要領及び仕様書（6(3)において「プロポーザル実施要領等」という。）の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間 この公告の日から令和2年3月6日（金曜日）まで
- イ 交付場所 (5)の場所及び沖縄県立中部病院ホームページ (<https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/>)
- (2) プロポーザル参加表明書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和2年3月6日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 (5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により、提出するものとする。
- (3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和2年3月18日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 (5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により、提出するものとする。
- (4) 企画提案書等の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
- ア 日時 令和2年3月19日（木曜日）午後2時を予定
- イ 場所 沖縄県立中部病院内
- ウ 審査結果 令和2年3月24日（火曜日）に書面にて通知する。
- (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 5 長期継続契約について 当該契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。
- 6 その他
- (1) 手続等において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。

(3) 手続及び業務の詳細は、プロポーザル実施要領等による。

7 Summary

(1) Subject matter of the proposal : Lease of LED lighting for Okinawa Prefectural Chubu Hospital

(This includes duties concerning installation.)

(2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 6 March, 2020

Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 18 March, 2020

(3) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital

281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293 Japan

Telephone 098-973-4111

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---